

契約書別紙（重要事項説明書）



1. 当社が提供するサービスについての苦情・相談窓口

電話 〇 4 2－5 8 5－6 4 8 8（午前9時30分～午後5時30分まで）
担当 居宅介護支援事業所グレート 職員まで

2. 居宅介護支援事業所グレート の概要

ご不明な点は、なんでもおたずねください。

（1） 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	居宅介護支援事業所グレート
所在地	日野市神明3－7－1 9セントラルコーポE館1階南
介護保険指定番号	1373500956
サービスを提供する地域	日野市・八王子市・立川市・多摩市・昭島市 ※1

※1 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2） 同事業所の職員体制

	資格	業務内容	計
管理者	主任介護支援専門員	施設運営一元管理	1 名
介護支援専門員	介護支援専門員	相談援助	2 名以上

（3） 営業時間

平日	午前9時30分～午後5時30分
定休日	1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日 土・日・祝日

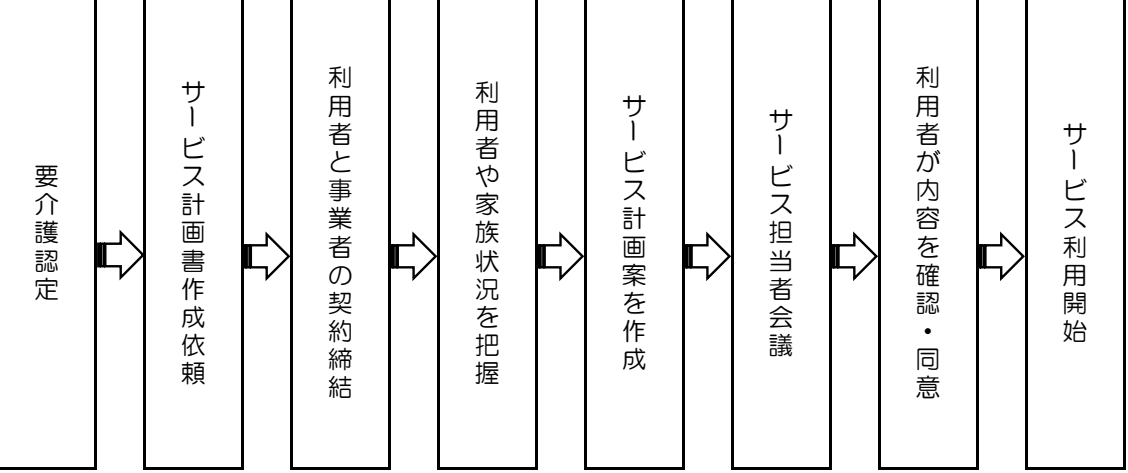
3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

（1） サービス計画依頼

- ① 利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事ができます。
- ② 利用者は居宅サービス計画書に位置付けられた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

（2） サービス計画の作成

介護支援専門員は、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行います。
また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合かつ効率的に提供される様公正中立な立場でにサービスを調整します。



4. 利用料金

（1） 利用料

居宅介護支援費 I（取扱件数40件未満）	要介護 1・2	1,086単位
	要介護 3・4・5	1,411単位
初回加算	1月につき	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）入院後当日以内に情報提供	1月につき	200単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）入院後3日以内に情報提供	1月につき	100単位
退院・退所加算（カンファレンス参加なし）	連携1回	450単位
	連携2回	600単位
退院・退所加算（カンファレンス参加あり）	連携1回	600単位
	連携2回	750単位
	連携3回	900単位
特定事業所加算（Ⅱ）	1月につき	421単位
ターミナルケアマネジメント加算	1月につき	400単位
通院時情報連携加算	1月につき	50単位

※地域加算11,05円を乗じます

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はございません。但し、ご契約者の保険料滞納などにより法定代理受領ができなかった場合は、一旦下記の料金をいただくことになります。その場合は、当方が発行しサービス提供証明書及び、領収書を市町村の窓口に提出しますと、保険給付相当分の払い戻しを受ける事が出来ます。

（2） 交通費

- ・ 前記2の（1）のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- ・ それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費がかかる場合もございます。自動車を使用した場合は1 Kmあたり5 0円かかります。

（3） 解約料

- ・ 利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

（4） 支払方法

- ・ 料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、1 0 日ごろ請求書を送付いたしますので
- ・ 2 0 日までにはお支払いください。お支払いいただきますと、翌月領収証を発行します。
- ・ お支払方法は、銀行振込、現金集金、の2通りの中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

（1） サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

（2） サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合
文書でお申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1 ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）又は要支援と認定された場合
 - ・ 利用者をご逝去された場合

- ④ その他

利用者やご家族などが当社や当社の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
6. 当社の居宅介護支援の特徴等
- (1) 運営の方針

・ 利用者が可能なかぎりその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う事により利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

・ 迅速かつ丁寧で、きめ細やかなサービスを心がけております。

・ 利用者やその家族はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が出来ます。
7. 利用者の居宅への訪問頻度の目安
- 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回訪問します。また、ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。
8. 虐待の防止について
- (1) 事業者は利用者の人権・虐待等の防止の為次の措置を講ずるものとする。

① 虐待防止に関する責任者は管理者が行います。

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(2) 事業者はサービス提供中に、当該事業所職員又は家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市及び関係機関に通報するものとする。
9. 秘密の保持について
- 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。

② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者に誓約させます。

⑤ 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

⑥ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

⑦ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
10. 身分証携行義務
- 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11. 当事業所のサービス利用割合
- 前6ヶ月間の事業所のサービス利用割合及びケアプランにおける同一事業者によって提供されたものの割合を作成して説明を行います。

12. 入院について
- 利用者が入院する時には、担当の介護支援専門員の氏名を医療機関へお伝えください。

13. サービス内容に関する苦情
- ① 居宅介護支援事業所グレートご利用者相談・苦情担当

居宅介護支援事業所グレート

担当

管理者・主任

電話

042-585-6488

② 本社窓口

有限会社あいむケアサービス

担当

統括本部長

電話

042-674-5777

③ 国保連合会苦情相談窓口

電話

03-6238-0177（土・日・祝を除く9時～5時まで）

④ 市役所（保険者）

☒ された保険者があなたの相談窓口です

☐ 日野市

電話

042-585-1111（代表）

☐ 八王子市

電話

042-620-7420（直通）

☐ 多摩市

電話

042-338-6901（直通）

☐ 立川市

電話

042-528-4370（直通）

☐ 昭島市

電話

042-544-5111（内線2172・2173）

※1 苦情・相談に対しては誠心誠意、迅速に対応いたします。

14. 当社の概要
- 名称・法人種別

有限会社あいむケアサービス

代表者役職・氏名

代表取締役 鈴木 勝啓

本部所在地

東京都八王子市大塚796-1

電話番号

電話 042-674-5777

定款の目的に定めた事業

- ① 通所介護事業

④ 介護用品、福祉機器用具の販売業

② 指定居宅介護支援事業

⑤ 建築及び設計ならびにリフォーム業

③ 福祉用具貸与事業

⑥ 古物売買業

施設・拠点等

- ・ 介護予防通所介護・通所介護事業所・通所型サービス

3ヵ所

・ 介護予防支援・居宅介護支援事業所

1ヵ所

・ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

1ヵ所

・ 特定福祉用具販売

1ヵ所

・ 住宅改修事業

1ヵ所

契約締結日 令和 年 月 日

本書2通作成し、利用者、事業者が記名押印の上1通ずつ保有するものとする

事業者

事業所番号

1373500956

住所

日野市神明3-7-19セントラルコーポE館1F南

事業所

居宅介護支援事業所グレート 印

説明者

利用者 氏名 印

代理人 氏名 印 (続柄)